

## 積丹町ふるさと納税推進委託業務公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

この実施要領は、積丹町ふるさと納税推進委託業務（以下「本業務」という。）の委託業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

### 2 業務名

積丹町ふるさと納税推進委託業務

### 3 委託期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。

### 4 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

### 5 問い合わせ先・手続先

積丹町役場 企画課

郵便番号 046-0292

住 所 積丹郡積丹町大字美国町字船濶 48 番地 5

電話番号 0135-44-2114

e-mail [kikaku@town.shakotan.lg.jp](mailto:kikaku@town.shakotan.lg.jp)

### 6 参加要件

#### (1) プロポーザル参加者の構成

ア 参加者が、業務の一部を再委託しようとするときは、再委託する業務及び企業が本件事業の遂行上果たす役割などを明らかにする。

なお、参加者は、再委託させようとする企業に対し総合的な管理・指導を行うこととする。

イ 同一プロポーザル参加者が、複数の提案を行うことは禁止する。

#### (2) プロポーザル参加者の資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること。

- イ 参加表明書の提出時点において、積丹町入札参加者の資格審査及び指名に関する要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ウ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更正手続開始の申し立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、当該申し立てがなされなかった者とみなす。
- エ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく、破産手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- オ 北海道内に事業所を有していること。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者でないこと。

## 7 実施スケジュール (予定)

	項目	日程
1	プロポーザル参加者の公募開始	令和 6 年 1 月 30 日(火)
2	企画提案に対する質問受付	令和 6 年 1 月 30 日(火) ~ 2 月 14 日(水)
3	企画提案に対する質問回答期限	令和 6 年 2 月 20 日(火)
4	企画提案書類の提出期限	令和 6 年 2 月 22 日(木)
5	資格審査及び書類審査	令和 6 年 2 月 26 日(月)
6	資格審査及び書類審査結果通知	令和 6 年 2 月 27 日(火)
7	本審査 (プレゼンテーション)	令和 6 年 3 月 1 日(金)
8	審査結果発表	令和 6 年 3 月 4 日(月)

## 8 企画提案書等の提出

本プロポーザルに関する企画提案書等は、次の方法で提出すること。

### (1) 提出書類

#### ア 企画提案書表紙 (様式第 2 号)

必要事項を記入し、代表者印押印のうえ企画提案書の表紙とすること。

#### イ 会社概要 (様式第 3 号)

提案者(再委託企業を含む。)の企業内容について記載すること。決算関係書類(貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書)を添付すること。

#### ウ 業務実績書 (様式第 4 号)

令和 3 年度以降の同種又は類似業務の契約実績を記載すること。また、契約実績の内容が確認できる書類(契約書の写し等)を添付すること。

エ 業務実施体制（様式第 5 号）

業務の実施体制、分担業務の内容について記入すること。

オ 企画提案書

仕様書の目的及び業務内容を踏まえ、業務を遂行するための具体的な手法を記載すること。

企画提案の内容は、別紙「評価項目及び評価基準」の企画提案書等に関する項目の評価項目毎に記載すること。

企画提案書は、表紙を除き A4 判 30 ページ以内、両面印刷、文字サイズ 11 ポイント以上（図、表、画像を除く）とすること。

カ 見積書（様式第 6 号）

仕様書に掲げる寄附額を目安として、次の項目について見積もること。

ただし、業務期間の寄附件数及び金額を担保するものではない。

① 基本委託料

寄附金額に応じた割合を記載すること

② 寄附受付に関する書類の発送に関する業務に係る費用

寄附受領証明書の発行及び発送 1 件あたりの金額を記載すること

③ ワンストップ特例申請書の受付に関する業務に係る費用

ワンストップ特例申請書申請の手続き 1 件あたりの金額を記載すること

④ その他

その他必要な経費があれば、業務の内容ごとに区分して見積もること

(2) 提出期限

令和 6 年 2 月 22 日（木）午後 5 時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出。郵送の場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとし、期日までに必着とする。

(4) 提出部数

提出書類ア～キの順序で製本し、インデックスを付け、ファイルに綴じて提出すること。

ア 正本 1 部（代表者押印のもの）

イ 副本 10 部（正本の写し）

## 9 企画提案に対する質問及び回答

本プロポーザルの企画提案に関する質問は、次の方法により提出すること。

(1) 提出書類

質問書（第 1 号様式）

(2) 提出期間

令和 6 年 1 月 30 日（火）から令和 6 年 2 月 14 日（水）午後 5 時まで

(3) 提出方法

質問箇所及び内容をわかりやすく記載し、電子メールにより提出すること。なお、メールのタイトルは「【企画質問書】積丹町ふるさと納税推進委託業務（〇〇〇社）」とすること。

(4) 質問書の回答

町のホームページで回答する。

回答期限 令和6年2月20日（火）

## 10 審査方法等

(1) 審査方法

業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を公正に決定するため、選定委員会を設置し、資格審査、書類審査及び本審査により評価する。

(2) 資格審査及び書類審査

提出された企画提案書等について、資格審査及び書類審査結果を令和6年2月27日（火）までに通知する。

(3) 本審査

企画提案プレゼンテーションの評価を行い、選定委員会の審査の結果、本審査で最高点を得た者を委託候補者として選定する。

(4) 評価基準及び配点 別紙のとおり

評価点数の合計点が満点の7割未満の場合は、不採用とする。

(5) 本審査結果

審査結果は、全ての本審査参加者に郵送により通知する。

## 11 本審査（プレゼンテーション審査）

資格審査及び書類審査に合格した提案者は、次によりプレゼンテーションを行うものとする。

(1) 期 日 令和6年3月1日（金）

(2) 場 所 積丹町総合文化センター

(3) 開始時間 別途通知する。

(4) 所要時間

ア 準備・企画提案プレゼンテーション 30分以内

イ 企画提案ヒアリング 20分程度

(5) 内容

ア 企画提案書の説明

(6) 参加人数 5名以内とする。

(7) 機材等

プレゼンテーションに使用するプロジェクター及びスクリーンは、本町が準備する。  
その他の機器については、提案者が準備すること。

(8) その他

提案の説明は、企画提案書の内容を逸脱しないものとし、企画提案者以外の資料配布等は認めない。

## 1 2 契約締結

- (1) 契約額については、見積金額を参考にしながら業務内容を精査及び協議し、最終的な見積書の提出をもって決定する。
- (2) 委託候補者と契約が成立しない場合は、次順位者と契約交渉を行う。
- (3) 本業務の一部を再委託しようとする場合は、あらかじめ再委託の内容・再委託先・その他再委託に対する管理方法などを書面により提出し、町の承諾を得なければならない。
- (4) 協議の上、業務内容を補正、または、業務を追加することがある。

## 1 3 失格となる提案者

提案者が以下のいずれかに該当する応募は失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があつた場合
- (3) 選考の公平性を害する行為があつた場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、提案において著しく信義に反する行為等、選定委員会が失格あると認めた場合

## 1 4 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルは、委託候補者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (2) 本プロポーザルに係る経費はすべて参加者の負担とする。
- (3) 提出書類は、審査目的以外には提案者に無断で使用しない。また、積丹町情報公開条例（平成 13 年条例第 5 号）に基づく開示請求が行われた場合でも原則開示しない。ただし、本町は、本業務に係る範囲において公表する場合、その他本町が必要と認める場合には、提出書類の内容を無償で使用できる。
- (4) 提出された書類は、一切返却しないものとする。
- (5) 提出書類の提出後の修正及び変更については、一切認めない。
- (6) 提出書類等に記載された個人情報、本業務の委託候補者の選定のみを使用し、その他の目的には一切使用しない。
- (7) 審査結果に対する異議は一切受け付けない。

- (8) 電子メール、郵便等の通信事故について、本町は一切の責任を負わないものとする。
- (9) 委託候補者として決定された場合であっても、虚偽等不誠実な記載若しくは対応が認められる場合又は重大な瑕疵等があった場合は、決定を取り消すものとする。
- (10) 委託事業費については、令和6年4月1日からの委託開始をもって発生するものとし、契約締結時から業務の委託開始までの間については、委託事業費は発生しないものとする。